

社会民主党と国家学校会議

——国家学校会議の研究（Ⅰ）——

中山 征 一

- Ⅰ 社会民主党と国家学校会議（本号）
- Ⅱ 国家学校会議における教育論議（以下次号）
- Ⅲ 国家学校会議の評価をめぐって
- Ⅳ おわりに

国家学校会議（Reichsschulkonferenz）は、1920年6月11日から19日にかけて、ヴァイマル共和国の首都の国会議事堂で開催された⁽¹⁾。この会議には700人以上の参加者があり、規模において、それはかつてドイツで開催された教育関係の諸会議のうち最大のものであった。それとともに参加者はイデオロギー面でも具体的な教育政策面でも実に多種多様な様態を示していた。それ故に、「教員養成」の問題についての報告者のひとりであった E. Spranger が、のちに、この会議を「一週間の集団の戦い」（acht tägige Massenschlacht）と呼んだ時、彼はこの会議の特徴を実に巧みに表現したのであった⁽²⁾。

この小論の目的は国家学校会議の開催に至る過程を考察することにある。国家学校会議の開催は、そもそも、第一次大戦中の1917年に社会民主党によって帝国議会で提議されたものであった。従って、その開催が実現するまでに、3年余の年月が経過していた。しかもこれらの時期には第一次大戦の敗戦と11月革命といった政治状況の激動、それにとまなう経済的・社会的な混乱、および精神生活における既成の観念の崩壊というように、あらゆる領域において激しい変動があらわれていた。そのために、ここでは1917年を境にして国家学校会議の開催過程を二分し、はじめに社会民主党がいかなる教育理論ないし教育政策的文脈にたつて国家学校会議の開催を要求したかを検討し、次いでドイツ革命を経て国家学校会議が実際に開催されるに至るまでの過程を追跡するものである。

1

社会民主党が国家学校会議の開催を要求した背景を知るためには、20世紀初頭にまで時代を遡

(1) この国家学校会議は、1900年に開催された同じく“Reichsschulkonferenz”という名称をもつ会議とはまったく別のものである。1900年の“Reichsschulkonferenz”は専ら中等教育機関の改革を論議した。その結果は Gymnasium, Realgymnasium, Oberrealschule を等置なものとした。

(2) Aloys Fischer: Gesammelte Werke, Bd. I, S. 219

らなければならない。

20 世紀に入ると社会民主党は積極的に教育の問題と取り組むことになった。それは 1906 年にひとつの頂点に達した。即ち、同年の社会民主党のマンハイム党大会において「国民教育と社会民主主義」(Volkserziehung und Sozialdemokratie) が主要な議事日程のひとつとして据えられたからである⁽³⁾。社会民主党がその党大会で教育問題を真正面から取りあげたのはこれが最初であった。この党大会で Heinrich Schulz と Clara Zetkin は同党の教育政策の専門家として 6 つの基本命題を提議した。党大会はこれに関する両者の基調演説ののち、討議と採決を行なうはずであった。しかしそれらのことは、Zetkin が健康がすぐれず彼女の演説を途中で中止したことによって、結局断念された。そして以後の党大会はこの基本命題を改めて問題することはなかった⁽⁴⁾。それ故にこの基本命題は正式に党大会で採決されたものではなかった。とはいえそれはいわば社会民主党の「教育綱領」(Schulprogramm) として、この時期および続く 1910 年代の同党に強い影響力をあたえることになったのである。

最初の三つの基本命題は Schulz が、残りの三つのそれは Zetkin が責任を負い、前者では学校教育、後者では家庭教育や青少年に対する党の教育活動が主に展開されていた。これらの基本命題は基本的には 1891 年のエアフルト綱領を継承していた。しかし単にその延長にたつものではなかった。このことはなかなくエアフルト綱領と Schulz による基本命題を比較すれば明らかである。即ち、エアフルト綱領では「学校の世俗性。公立国民学校への義務的就学。公立国民学校ならびにその能力において継続教育に適切とみなされる男女学生の中等教育機関における教授、教材、養護の無償性。」が要求されていた。他方、Schulz の第三の基本命題ではまず「全学校制度の世俗性と統一性の基礎にたった国家学校法 (Reichsschulgesetz) の制定。」、次いで「高次な教育機関と低次なそれとの有機的な結合。公立学校における教授、教材、養護の無償性。両親の市民権を侵害しないうでの、能力があるが無資産の学生の継続教育に対する国家の援助。」が要求された⁽⁵⁾。この第三の基本命題ではその他多岐にわたって同党の個々の教育要求が掲げられていたが、ここでは Schulz が国家学校法の制定という要求をまず第一に強調したことが注目されなければならない。彼によれば国家学校法の制定がもたらす好ましい副作用は「重要な教育問題が個々の邦議会の暗函にかかわって、特にプロイセンのエンカーおよび僧侶の牙城にかかわって、より明るい光と自由な空気をもった帝国議会のなかで論じられる」ところにあった⁽⁶⁾。周知のように、国家学校法の制定という思想は 1848 年以降、自由主義者によって掲げられてきた。しかし 20 世紀初頭になると、社会民主党がその有力な担い手として登場してきたのであった。そして、この

(3) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der SPD. 1906, S. 323ff.

(4) この点に関してシュルツは次のように述べている。「その理由は 一般的な党意識 (Parteibewußtsein) では基本命題は採決されたと思なされていたからである。そして、Zetkin の病気がなかったとしても多分その基本命題は大多数でもって採決されたであろう。」(H. Schulz: Der Weg zum Reichsschulgesetz. 1920 S. 48)

(5) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der SPD. 1906. S. 135

(6) A. a. O., S. 344

ことを最も明確に示したものが Schulz によるこの基本命題であった。1906 年の「教育綱領」がもつ新しさはまさにこの点にあるといえるだろう。

この時期に社会民主党が党大会で「国民教育と社会民主主義」を議事日程に取り上げた背景には、労働者階級の教育に対する強い諸要求があった。着実にその党勢を拡大してきた社会民主党は、しかしながら、これらの諸要求を実現するための詳細な教育政策の計画を欠いていた。それ故、同党は具体的な指針を提示する必要にせまられていたのであった。そのなかで社会民主党が「教育綱領」で国家学校法の制定を要求したことは大きく二つの意味をもっていた。ひとつにはプロイセンにおける国民学校維持法をめぐる闘争を視野にふまえた戦術的な意味である。プロイセンの三級選挙法は社会民主党の教育政策の具体化を不可能にしていたからである。ふたつには社会革命の輪としての学校改革というイデオロギー的な意味である。そしてドイツ教員組合を中心とする諸勢力の統一学校運動や国家学校法の制定を求める動きに社会民主党は応えなければならなかった。

社会民主党はこのマンハイム党大会前後、教育思想や教育政策を理論的に深めた。しかしそれにもとづく本格的な教育闘争の展開は 1910 年代にまで待たなければならなかった。1912 年の帝国議会の選挙結果は同党に格好の機会を提供した。この選挙で第 1 党となった社会民主党に教育闘争の場がようやく与えられることになった。社会民主党の教育闘争の先頭にたったのは同年国会議員として選出された Schulz であった。以前において帝国議会で教育問題が論議されな

はなかったが、まともにそれが行なわれはじめたのはこの 1912 年以降であった。

1912 年社会民主党の Schulz は帝国議会の予算委員会で、全学校制度を国家学校法で規定すること、および教育制度を扱う新しい部局を国家内務省に設置することを提議した⁽⁷⁾。この新しい部局の設置は、当時存在していた「帝国学校委員会」(Reichsschulkommission)を拡充して独立した機関にすることによって可能であった⁽⁸⁾。そしてそれは「幼稚園から大学にいたる学校制度の統一化をめざす学校組織の改革にあたってその発議機関になる」ことが求められた⁽⁹⁾。この提議の説明を行なった Schulz はその最後の段階で次のように続けた。「我々は帝国憲法が学校問題にも貫徹されるまでは、またドイツの国家の学校立法によって内的統一とドイツの外的戦闘性が安全にされるまでは、……安らわないであろう⁽¹⁰⁾。」この提議は予算委員会で他の政党の賛成を得られず、否決された。いうまでもなく中央党は学校制度の問題は州の事柄であるとみなしていた。国民自由党は原則的には国家が学校制度に関与することを肯定したが、新しい部局の設置によって国家が徐々に全学校制度を掌握することを恐れていた。進歩人民党は新しい部局は荒涼と

(7) H. Schulz: a. a. O., S. 55

(8) 1868 年 12 月 21 日に設置された「連邦学校委員会」(Bundesschulkommission) は 1873 年 3 月 18 日に帝国学校委員会と改名された。帝国学校委員会の構成は 1888 年 4 月 19 日以来、帝国 (= 国家) の側から 1 人、州の側から 6 人の計 7 人であった。この委員会の主要な活動領域は 1 年間の自由志願兵の資格をチェックすることであった。この委員会はドイツ革命後の 1920 年 5 月 12 日の参議院の決議によってようやく廃止された。

(9) H. Schulz: a. a. O., S. 63

(10) A. a. O., S. 69

して精神のない均一化をもたらすと主張した。つまり自由主義者でさえ賛成をしなかった。「独立した国家学校局の設置という社会民主党の提議はまったくそれが社会民主党によって提出されたが故に、たとえそれまで逸しられたブルジョア的改革が問題であったとしても、ブルジョア政
党の議員にとって拒否されなければならなかった。」のである¹¹⁾。

社会民主党は引続いて 1913 年にも同じく予算委員会に「帝国学校委員会」の改革を求める提議を行なった。今回の提議は原則的には前年のそれを引継いだものであったが、今回は、単に帝国学校委員会の拡充が要求されただけでなく、その機関改変が要求された。即ち、帝国学校委員会は「教育学の理論家と教育実践家、市町村の学校行政家ならびに国家の学校関係の活動家が席を占める国家学校局 Reichsschulrat」に改組され、それが「学校および教育制度に関係するあらゆる問題について国家学校当局 Reichsschulbehörde に助言する」任務をもつことが求められた¹²⁾。採決では社会民主党に加えてただひとり進歩人民党の Sivkovich が賛成したが、提議そのものは再び否決された¹³⁾。

1914 年再び社会民主党は提議を用意していた。しかし今度は進歩人民党も独自の提議を用意していた。進歩人民党のその提出理由を Sivkovich が根拠づけた。その提議は「立法的な、行政的な、規律的な権限をもたないまま、外国の学校制度の研究を行ない、またドイツの全学校制度の刺激および相談にあたる地位として役立つ」と課題をもつために帝国学校委員会の国家学校局 Reichsschulamts への拡大を意図したものであった¹⁴⁾。この提議は中央党の Marx によって論理一貫性なしと非難され、そのような国家学校局は“卵黄をとりだされた卵”に等しいとまで表現された¹⁵⁾。だが社会民主党は単独で自らの提議の多数を得ることが不可能であることを承知していたので、採決にあっては自らの提議に反対投票をしそれを否決し、進歩人民党の提議に賛成投票を行なった。このことによって進歩人民党の提議は予算委員会では可決された¹⁶⁾。

このようにこれら 3 年間における社会民主党の提議は帝国議会では孤立していた。同時にまた同党の議会闘争が 1914 年の進歩人民党の提議に賛成したことにみられるように、柔軟なものであったことも明らかである。にも拘わらず、社会民主党と自由主義者の距離は依然として深いものであった。ここでは進歩人民党の議員であった Kerschensteiner の態度が注目されなければならない。彼は国家学校局の設置および国家学校法の制定に対し、強い疑念を表明していた。彼は

(11) Gerd Hohendorf: Die Pädagogische Bewegung in den ersten Jahren der Weimarer Republik 1954 S. 29

(12) H. Schulz: a. a. O., S. 79—80

(13) 彼はドイツ教員組合出身であった。

(14) H. Schulz: a. a. O., S. 91

(15) A. a. O., S. 105

(16) 社会民主党は勿論進歩人民党の提議内容に満足してはいなかった。とはいえ同党の賛成によって進歩人民党の提議が可決されるならば、それは否決されるよりも望ましいものであった。(H. Schulz: a. a. O., S. 107—108)

(17) H. Schulz: a. a. O., S. 85

(18) G. Hohendorf: a. a. O. S. 30

北部のライン河線にそって支配的である「絶対的な緊張性の精神」が「国家学校局の神聖な精神」にとって代わることを恐れていた⁽¹⁹⁾。つまりプロイセン支配を危惧していた。国家学校局は「最高度の自立性をもつ審議機関」にとどまるべきであった⁽²⁰⁾。それ故、彼は1913年の社会民主党の提議に対しては棄権した。そして1914年の進歩人民党の提議はまさに Kerschensteiner 的な意味における国家学校局の設置を求めたものであった。

ドイツが第1次大戦に突入し、1914年8月4日帝国議会が社会民主党も含めて全党一致で戦時公債を承認し、ここに「城内平和」が成立した。内政問題は一時後背に退いた。戦争の長期化が予想される段階になっていた1916年、社会民主党は帝国議会で教育問題を再びとりあげた。「(帝国宰相は)戦争の終結後直ちに、そして学校立法や青少年立法の領域になんらかの措置がなされる前に、それらの問題をその全体において助言し、今後の立法の基礎となるべく、国家のために専門的に意見を述べる委員会を召集する用意があることを表明すべきである⁽²¹⁾。」この社会民主党の提議は審議未了のまま終った。1917年社会民主党は再びより具体的な提議を行なった。即ち、3月22日に「帝国議会は、宰相が戦争の終結後、州および市町村の学校行政の代表者、教育学の理論家と実践家の代表者、学校政策の代表者ならびにその他の適切な専門家を国家学校会議(Reichsschulkonferenz)に召集すべきである。この会議は戦争経験にかんがみて、教育学的な、学校法的な、学校組織的な諸問題の全体を審議し、それに関して諮問的に見解を表明するものである。」と提議した⁽²²⁾。この提議によってはじめて国家学校会議の開催という構想が明らかにされたのである。主要委員会(Hauptausschuß)では社会民主党のほかに進歩人民党、国民自由党がこの提議に賛成し、中央党および保守党が反対票を投じたが、提議は辛じて可決された⁽²³⁾。前年の提議を内容的には継続した1917年の社会民主党の提議は国家学校局の設置および国家学校法の制定をなんら要求するものではなかった。意図されたものは専門家—行政官僚を含めた一の会議としての国家学校会議の開催であった。それはやがて訪ずれるであろう戦後の教育改革を各領域の専門家の意見を吸収するなかで実施しようとしたものであった。明らかにこれは1912年の提議よりも後退していた。だからこそ進歩人民党や国民自由党の議員の賛成を獲ち得ることが可能であった。しかしながら、この提議ですら帝国議会の総会では否決されてしまった。これが最後であった。以後帝国議会では社会民主党は教育問題に関してなんらの提議も行なわなかった。

国家学校会議を提唱した1917年の社会民主党の提議に対しては次のような批判がある。「この提議は単に Schulz が第一次世界大戦の圧倒的な勝利という出発点にたって、帝国主義ドイツを希望しているだけでなく、戦争の終結後、社会民主党主流派の指導者は政治的な諸関係の本質的

(19) H. Schulz: a. a. O., S. 120

(20) A. a. O., S. 122

(21) 正確には社会民主党の6人、進歩人民党の3人、国民自由党の2人が賛成し、中央党及び保守党の9人、国民自由党の1人が反対した。

(22) G. Hohendorf: a. a. O., S. 31—32

(23) しかし「妥協の平和」にしろ「勝利の平和」にしろ、「城内平和」の分解現象を防ぐ統合のシンボルであった。(富永幸生「ドイツ敗戦」岩波講世界歴史24巻 p. 474—475)

な変化に対してなんらの努力を払わなかったこと、その上更に社会民主党のこれらの人々はドイツにおける政治的・社会的な諸関係の改革のために闘おうとしなかったことを示していた²⁴。」社会民主党主流派（右派）が当時ドイツの勝利を確信していたかどうかは戦況状態からみて疑問の余地がある。しかし、Schulz をはじめとする社会民主党右派の教育政策の専門家が戦後の教育改革にあたってこれを政治的・社会的改革と関連づけて理解しなかったことは事実であると言わざるを得ないであろう。この場合の戦後とは社会民主党にとって「妥協の平和」のうちに戦争を終結したのちの社会を意味していた²⁵。

帝国議会における社会民主党のいくつかの提議をみる時、そこに国家学校会議が提唱された文脈が示されているのである。明らかにそれは国家学校法の制定および国家学校局の設置という要求のなかから生まれた。しかし、1912年これらの要求を真正面にかかげた社会民主党は1917年にはそれを放棄し、そのかわりに国家学校会議の開催を求めたのであった。このことは社会民主党がますます「日和見主義」に傾斜したことを意味していた。こうしたあまりに議会主義的な、また妥協的な政策のなかで国家学校会議が提議されたことを無視してはならないであろう。そして社会民主党は国家学校会議を提議した数ヶ月後に、多数派社会民主党と独立社会民主党とに分裂したのである²⁶。

2

1918年11月10日に「ツィルクス・ブッシュ」で開かれたベルリン労兵協議会の集会は、労働者と兵士の均等（各14名）、労働者のうち多数派社会民主党と独立社会民主党の均等（各7名）から成る執行委員会の構成を承認した。またこの労兵協議会は多数派社会民主党の Friedrich Ebert, Philipp Scheidemann, Otto Landsberg, 独立社会民主党の Hugo Hasse, Wilhelm Dittmann, Emil Barth の各3人からなる人民代表協議会を新政府として承認した。この人民代表協議会は大統領と首相の権能を同時に併せもっていた。だが、6人の人民代表委員の下にも個々の国務省が存続し、戦争末期帝国議会で社会民主党と多数派を形成した中央党と進歩人民党のブルジョア政治家がかなりの数の重要な大臣のポストを占めることによって、権力の地位にとどまった。独立社会民主党は、当初「ブルジョア」分子を政府に加えないことという要求をだしていたが、多数派社会民主党が受け入れなかったためこの要求を引っ込め新政府に参加したのであった。11月のブルジョア大臣は「専門家」（Fachleute）とよばれた。こうして例えば中央党の Erzberger は大臣として休戦交渉にあたり、進歩人民党の Preuß は内務大臣の地位を占めていた。このことは「擬制」であった。しかし新政府はドイツにおける運動の経過と当時の政治的関

²⁴ Schulz は多数派社会民主党にとどまった。

²⁵ Arthur Rosenberg: Die Entstehung der Deutschen Republik 1871—1918, 1928 (足利末男『ヴェイマール共和国成立史』p. 273)

²⁶ Hermann Giesecke: Zur Schulpolitik der Sozialdemokraten in Preußen und in Reich 1918/19. In: Vierteljahrhefte für Zeitgeschichte. Vol. 13, 1965, S. 163—164

係にふさわしい政府であった²⁷⁾。新政府の成立に引続いてプロイセン政府の改組も行なわれ、ここでも多数派社会民主党と独立社会民主党とに均等にすべての政治権力を割りあてられることが労兵協議会によって決議された。この決議にもとずき、その執行委員会は多数派社会民主党の Konrad Haenisch と独立社会民主党の Adolf Hoffmann とをプロイセンの文部大臣に任命した。

11月革命は、たとえそれによって成立したのが「ブルジョア共和国」であったとしても、社会主義政党の教育政策を可能にする新たな権力状況をもたらした。それは学校制度を国家の法律によって規制しようとする政策に明るい希望を与えるものであった。同様に、国家と教会、教会と教育の明確な分離もドイツ革命の課題でなければならなかった。しかし州行政の継続が許されたので、これらの問題はさしあたり州政府の手中に置かれることになった。そうした中で、革命後、最もラジカルな教育政策を展開したのはプロイセンであった。“プロイセン人民に”という布告のなかでいち早く、「すべての教育制度、特に国民学校の充実。統一学校の創設。すべての教会監督からの学校の解放。国家と学校の分離」がうたわれていた。旧来の官僚組織との対重を高めるために、Haenisch は Blankenburg と Wyneken を、Hoffmann は Baeye と Winkelmann とをそれぞれ教育政策の専門家としてその配下においた²⁸⁾。二人の文部大臣と4人の専門家は“革命の名のもとに”次々と法的拘束力をもつ指令その他を打ちだした。即ち、11月15日、Hoffmann は歴史教育、学校図書館の純化、反革命的なプロパガンダの阻止、および宗教教育について見解を異にする人の解放、に関する指令に署名した。11月25日には Hoffmann の提案に従がい、文部省は「科学・芸術・国民教育省」(Ministerium für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung)と改名された。11月27日には同じく Hoffmann はプロイセンにおける聖職者の地方学校監督(Ortsschulaufsicht)を廃止し、それに代わり郡学校視学(Kreis Schulinspektion)を置くという指令を発した。2日後の11月29日、Wyneken によって起草され Haenisch が署名した、学校における宗教教育に関する指令が続いた²⁹⁾。この27日と29日の2つの指令は、いうまでもなく、劃期的なものであった。

しかし、わずか1ヶ月後の12月末には、既に、Hoffmann と Haenisch それに4人の専門家との間には深い亀裂が現われていた。その反面、11月27日と29日の指令に反対する保守派、そしてなかならずカトリック教会の抗議行動も激しさを増していた。彼らはラインラントの分離主義を煽り、また“あなた方の信仰は危機に瀕している”というスローガンをかけ、その支持勢力を獲得して2つの指令と対決したのであった。こうした圧力のもとに、Haenisch はまず11月29日の指令を12月20日に撤回した。更に彼は11月27日の指令をも翌1919年2月15日に撤回した。これに先立って1月始めに、Hoffmann は他の独立社会民主党の「二人大臣」(Doppelminister)とともに州政府から脱退していた。中央政府レベルでは、前年の12月29日に既に独立社会民主党の

²⁷⁾ A. a. O. S. 164

²⁸⁾ Giesecke によれば、「(この)連合はいかなる意味でも様々な目標設定の違いから挫折したのではなく、架橋しがたい戦術的な意見の相違で挫折したのだ。」(S. 166)

3人は新政府から脱退していたのだった。かくて、Hoffmann と Haenisch の連合はわずか2ヶ月足らずのうちに挫折した²⁹⁾。そして Hoffmann の脱退によって、教会と学校の分離と徹底した学校改革の試みもまた挫折した。Hoffmann にとってはこれらの問題はなによりも州国民議会に先立って解決されるべきものであった。それ故、彼の脱退によってこの解決策は不可能になり、残された改革の道はそれを州国民議会の手に乗ねるといふ Haenisch 的な方策であった。他方、共和国政府でも 1919 年 1 月 19 日の選挙後の憲法制定国民議会の手でこれらの問題の解決が委ねられていた。このことはそれだけ問題解決が延期されるか、もしくは渋滞することを意味するものであった。

ところでドイツ革命後、逸早く国家学校会議の開催を提唱したのはプロイセン州政府であった。即ち、プロイセン文部省の申し入れによりプロイセン州政府は1918年12月1日、国家内務省に対し国家学校会議を早急に召集するよう求めた。そこでは「自由にして新時代的な、かつ社会的な傾向をもった教育家や専門家によって、ドイツの公立学校制度の根本的な革新が準備されるべきである」ことが国家学校会議の課題として述べられていた³⁰⁾。それはヴァイマル憲法の制定に先立つこと約半年であった。Haenisch がその発議者であった。この要請をいれた国家内務省は翌1919年1月4日、国家学校会議を1919年中に開催したいという意向を各州に通知した。その回章(Rundschreiben)は、かつて社会民主党が提案した国家学校会議の召集は当時帝国議会の総会で否決されたが、それは革命後の教育改革にとって高い意義を獲得するに至ったと記し、次のように続けていた。「現代の状況にあつては広範にわたって、教育制度の自由な形成という考えと並んで、ドイツの教育制度の統一性の強化とそれにとまなう将来のドイツ文化の発展の基礎という考えが現われています。ですが、ドイツ教育制度の急激な、そして非有機的な統一を求める気持は私にはないのです。私見によれば、そうした統一は容易にドイツの精神生活の単調さと貧困さを導びくことになるのです。私は決して誤解することはありません。依然として、まさしくドイツの教育に払われる努力の多様性のなかに、即ち、それが今までの立憲的な権限に従うだけでなく、なかならずドイツの文化発展の内的な諸力に従って、ドイツの文化センターの多様性を持つことのなかに、ドイツの特別な内的な豊かさが横たわっているということを。そして、この根本的な見解は私の考えでは次の信念と結びついています。即ち、指導的な文化国家のもとで危機に瀕している現在のドイツの立場が、統一的な国民的な文化政策を無条件に必要としていること、しかもなかならず、より高度の統一化と単純さが人材と資金の経済学の理由から既に今日の状態の強制的な要求として提出されているということを。国家学校会議の課題は、まず第1に、すべてのドイツの州と国家の代表者による自由な討論において、学校制度の懸案中の基本問題をそのあらゆる段階のなかで論議し、結合の自由な一致の可能性をめざして近づくことにある³¹⁾。」そし

²⁹⁾ Die Reichsschulkonferenz 1920 Amtlicher Bericht, erstattet vom Reichsministerium des Innern. 1921 S. 11

³⁰⁾ A. a. O., S. 11—12

てそれは国家学校会議において討論されるべき問題の種類と招待されるべき参加者について各州が自らの見解を明示するようにと要望していた。

まず、この回章の経緯が示すように、プロイセン州と国家とが共同で憲法の制定の前に、また憲法に基礎を置く国家の権限が確定される前に、教育制度の領域に関して国家学校会議の開催準備に努力を払ったということが強調されなければならない⁶¹⁾。このことは国家学校会議に寄せられた期待がいかに大きいものであったかを物語っている。つまり本来は、国家学校会議は国民議会に憲法の教育条項のための資料を提供するという役割をもつはずであった。次に、国家内務省は革命後のドイツ文化の発展にとって教育制度がもつ重要性を指摘した反面、それ故にこそその急激な統一化は■避されなければならないという非常に慎重な認識に立脚していたことが注目されるであろう。これは一見したところ論理的である。しかしながら教育制度を重視するからこそ、より積極的にその改革のイニシアティブを主体的に発揮するという論理展開が当時求められていたのである。その意味で国家内務省の見解は革命時のこの時期にあっては保守的な響きを伝えていた。第3に、この回章では国家学校会議の参加者の構成を国家と州の代表者に置いていたことが看過されてはならない。プロイセン州政府の要請はその会議の参加者を新教育の出発を担うにふさわしい進歩主義者に制限していたことを考えれば、これは明らかに後退であった。それは戦時中の1917年の社会民主党の提議に帰っていた。このようにみてくると総じて、国家内務省の回章は既に国家学校会議がもつ可能性と限界性を暗示せしめる内容を持つものであったといえる⁶²⁾。この回章について人民代表協議会は1919年1月17日、国家学校会議の召集に賛成する旨を告げてきた。

各州もまたこの国家内務省の回章に応じて国家学校会議の開催に賛意を表明してきた。そしてその返書のなかでこの会議で討論されるにふさわしい教育の諸問題をほとんどあらゆる領域にわたって提案してきた。即ち、それは(1)幼稚園、(2)学校制度の有機的な構成、(3)教育目標の設定（初等・中等教育）と教科カリキュラム、(4)義務教育の年限、(5)中等学校の期間、(6)中等教育以上の教授形態のあり方、(7)学校区、(8)男女の共通教育、(9)労作教授、(10)児童の賃労働、(11)体育教育、(12)学校衛生、(13)評価のあり方と試験制度、(14)学校と市町村及び国家との関係のあり方、(15)学年の開始と終了の時期、(16)休暇の期間、(17)教育の無償性、(18)教員養成、(19)教職試験、(20)教員の地位と教職の特徴、(21)進級制度、(22)学校管理、(23)学校行政（教師と親のあり方）、(24)私立学校制度、(25)外国の教育制度、(26)学校統計のあり方、(27)国家学校局、(28)国立博物館であった⁶³⁾。このようにその範囲はきわめて多岐にわたっていた。

しかし、国家学校会議を憲法制定国民議会の前に、もしくはそれとの関連で召集しようとする

61) Christoph Führ: Zur Schulpolitik der Weimarer Republik. Darstellung und Quellen. 1970, S. 45

62) この点は特に国家学校会議の意義やその成果に重要な影響をあたえるものであった。

63) Die Reichsschulkonferenz 1920, S. 12–13

国家内務省の本来の計画は、その準備に時間がかかり実現されることなくおわってしまった。この間、全国ドイツ労兵協議会の決議にもとずき、1919年1月19日、国民議会の選挙が行なわれた。その結果は多数派社会民主党は第1党となったとはいえ単独過半数を獲得することは不成功におわった。Noskeによる1月蜂起に対する残虐な殺戮行為が引き起こした憤激と反撥にその一因があった。選挙後、民主党、中央党を含めた三党連立の「ヴァイマル連合」内閣が形成された。そしてそれまで労兵協議会がもっていた権限は国民議会に引き渡された。連合政権の基礎はきわめて安泰したものであった⁶⁴。Schaidemann 内閣のもと民主党の Preuß は引続いて国家内務大臣の職を担った。国民議会の最大課題は新憲法の制定と平和条約の締結にあった。しかもこの2つの課題は互いに深くからみあっていた⁶⁵。1919年8月11日いわゆるヴァイマル憲法が成立した。その制定過程において様々な草案が提示された。学校＝教育制度、国家学校法、国家と教会、教会と教育等の問題をめぐる審議もいくつの変更に妥協を重ねた⁶⁶。これらはかつてないほどの政党政治の対立の場となったが、結局、2回の「教育妥協」を経たのち、いわゆる「教育条項」が定式化された。即ち、ヴェルサイユ平和条約の調印に反対して民主党が政府を去ったのち、社会民主党と中央党の緊密な連帯が不可避であった。大統領 Ebert は Heinrich Schulz に「教育妥協」にあたって、社会民主党の相談を引受けることを乞うた⁶⁷。Schulz は当時国民議会の副議長であり、憲法委員会（Verfassungsausschuß）には属していなかった。彼は Ebert とは親しい間柄にあり、社会民主党の教育政策家としての彼の活動は Ebert の強い信頼を勝ち取っていた。第2読会の前に行なわれた非公式の協議には、社会民主党からは Schulz のほかに国家内務大臣 David（Preuß は既に辞任）、Quarck, Pfülf, Katzenstein が、中央党からは Gröber, Hitze, Mausbach, Burlage それに時折 Rheinländer が出席し、ここで第1回の教育妥協が成立した⁶⁸。ついで新たに民主党から Weiß, Seyfert, Schiffer, Luppe が参加し、ここに三党による究極的な第2回の教育妥協が成立したのであった⁶⁹。

こうした1919年前半の政治過程の背景の中で、国家学校会議の開催準備は遅滞していた。しかしその間、国家学校会議は無視されていたのでもなかった。例えば憲法委員会の席上、まだ内務大臣であった Preuß は次のように国家学校会議に言及した。「国家学校会議は準備されており、それは憲法の議決との関連で協力しあい、……そして、目下の状態ではそれは専門家の共同作業によってこのまったくの権力のある、重要な素材」即ち、教育条項の問題を根本的に討論するはずである⁷⁰。このように、なるほど国家学校会議は準備されていたとはいえ、それはまだ机上に

⁶⁴ 社会民主党 163, 中央党 91, 民主党 75 をあわせた議席数は全議席の8割近くを占めていた。

⁶⁵ 新憲法の草案に当初から関与していた民主党の Preuß が、他の同僚とともに、ヴェルサイユ平和条約に反対して内閣を去ったことがその最も典型であった。

⁶⁶ 「教育条項」の審議過程については東日出男「ヴァイマル憲法教育条項成立の前後（1）」（奈良女子大文学会研究年報Ⅳ 1963）を参照。

⁶⁷ Heinrich Schulz: Der Leidensweg des Reichsschulgesetzes. 1925, S. 43

⁶⁸ A. a. O., S. 43

⁶⁹ A. a. O., S. 56

ありなれば具体的な段取が決められていなかったというのが真実に近かった。

新憲法制定後、国家学校会議の開催のイニシアティブをとったのは再びプロイセン州であった。前述したように、1919年1月4日の国家内務省の回章に応じて広範な討論領域を各州は提示していたが、そのためにはあらかじめ国家学校会議に臨む各州の間の一致した共通な態度決定が必要であった。このことは伝統的に教育行政権が州の権限に属ししかも各州によって法規や制度が異なっていた事情を考慮すれば当然なことであった。

1919年9月始めにプロイセンの州務次官の Becker は州文部省の会議を開催し、国家学校会議の準備を軌道にのせることを提案した。それは国家内務省をも招待して9月11日から13日にかけてヴェルツブルクで開催される予定であった⁽⁴¹⁾。しかしこの計画されたヴェルツブルク会議は中止された。Becker が彼の専門家とともにプロイセンの州議会の審議に出席しなければならなくなったことがその一因であった。がなによりの理由は国家内務省が冷淡にその招待を拒否しただけでなく、もしそれが開催されるようならば公式声明によって反対の意を明らかにするという強い圧力を加えてきたことにあった。国家内務省のこうした態度は1919年9月8日から10日にかけてコーブルクで開かれた「大学会議」(Hochschulkonferenz)で、特に南ドイツの文部大臣から強い反撥をまねいた。そして「大学会議」に出席していた文部大臣は大統領 Ebert に対し、国家内務省の異議に対し抗議することを決議した。ヴェルテンブルクの文部大臣 Heymann (多数派社会民主党)が大統領宛の手紙を草稿し、他の文部大臣の賛成を得るように委任された⁽⁴²⁾。Heymann はその草稿のなかで次のような憂慮を表明した。「国家と各州に我々の学校制度の一層の発展という共通の課題がともに委任されるという、こうした関係になった結果、我々の民族の精神的、道徳的な再起にとって最大の意義をもつ事実的な文化的な関心は、危険に瀕し困窮に陥っている。学校制度の領域では、あらゆる実践的な経験を欠いている、多様な課題を負うた国家内務省は、国家の学校立法を準備するというその自分に課せられた課題を、個々の州との協力なしでは決して実行することができないという状態に置かれている。……それに関連して、もしなんらの包括的な専門家をもたない機構を自分では意のままにできない国家内務省が、専門家をもった構成州の文部省がそれに対して喜んで申し入れた協力を、上述したような素気ない方法で拒絶し、そのことによって構成州の発議権を麻痺するならば、それはこの上もなく思慮を欠いた行為である⁽⁴³⁾。」この手紙の草稿は、しかしながら、すべての文部大臣の賛成を得られなかった⁽⁴⁴⁾。その間、他方では国家内務省はプロイセン州の文部大臣 Haenisch と事態を收拾すべく協議していた。その結果、国家内務省は1919年9月22日の回章で、自らの側の発議で、すべての文部大

(40) Alfons Otto Schorb & Volker Fritzsche: Schulerneuerung in der Demokratie. Die Reichsschulkonferenz von 1920 und der Deutsche Ausschuss für das Erziehungs- und Bildungswesen. 1966, S.16

(41) C. Führ: a. a. O., S. 40

(42) A. a. O., S. 40

(43) A. a. O., S. 40

(44) バイエルン州はこの草稿に賛成した。しかし若干の文部省が反対もしくは修正を表明した。

臣を国家学校会議の予備討論のためにベルリンに招聘することを明らかにしたので、結局、大統領宛の書簡の送付は中止された。こうした経緯が示すように国家内務省と各州の文部省は、国家学校会議のイニシアティブをどちらがとるかで対立したのであった。国家内務省は新憲法で規定された国の教育行政権を現実化するために、自らの側で国家学校会議の開催を準備する必要がある、またそのことを欲していたのである。

ところで、この国家内務省の回章は次のように述べていた。「ドイツ国憲法は国家に一連の重要な文化政策上の課題の遂行を委任した。その課題の意義を解決するために、私は国家内務省の中に新しい部局を創設した。その部局は国家の文化政策上の課題を、特に、切迫している必要な教育法の問題を取扱うはずである。それとともに、私は当初から国家内務省と州文部省および市町村の学校行政局との緊密にして信頼にみちた協力に最大の価値を置いてきた。今もし、こうしたこれまでの協力と、そこにおいて長年積まれてきた文化政策上の経験とが新しい国家の立法義務に親しまれる時、また同時に、国家と州および市町村が実りある交換を相互に行ない、共に結びつく時にのみ、憲法の文化政策上の規定は活気のある現実になることができる。将来においても、学校および国民教育に関する主要な仕事は州と市町村によってなされるであろう。国家はただ刺激をし媒介をし、統一的な原則をつくりうるだけである。しかし、まさしくこの故に、実行力のある相互的な援助と相互的な信頼とが無条件の前提なのである⁴⁵⁾。」そしてそれは更に続けて、国家、州、市町村の間の最初の討論と願わしい接触をもたらすために、プロイセン州文部大臣との事前の接触と諒解のもとに、今年の10月20日から22日にかけて国家内務省で「州文部省会議」(Die Konferenz der Kultusministerien der Länder)を開催することにした旨を告げていた。

この回章は国家と州との関係で教育行政をみる場合、きわめて重要な意味をもつものであった。また、この回章が伝えていた「新しい部局」とは国家教育局(Die Abteilung für Bildung und Schule)であり、同年7月に新憲法の成立前に設置されていた。その局長には社会民主党のSchulzが就任した⁴⁶⁾。ここにはじめて、国家内務省に教育=学校制度を管轄する部局が成立したのであった。社会民主党やドイツ教員組合の要求が、ようやく実現したのであった。この設置は明らかにやがて国家に文化政策の権限が拡大されるであろうことを念頭においたものであった。この新しい部局の設置に対しては、南ドイツの文部省もまた賛成を表明していた。そしてこの部局の任務は初期には国家学校会議の開催準備、および国家学校法の準備作業がその主要なものであった。

⁴⁵⁾ Die Reichsschulkonferenz 1920 S. 14 この回章は Schulz の名で出されていた。

⁴⁶⁾ 彼は以後1927年4月12日に解任されるまでその地位にあった。この国家教育局はヒトラーの権力掌握の後に1934年5月1日に、国家文部省(Reichsministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung)に昇格した。長年社会民主党が望んでいた国の文部省がヴァイマル期ではなく、ナチス体制下で実現したのは、歴史のアイロニー以上のものがある。

予定どおりベルリンで開催された州文部省会議は、ドイツ革命後における国家内務省と各州の文部大臣との最初の出会いであった。それ故、この会議の意義はなにかんづく両者の相互の面識とその立場の探索にあった。参加者の数は117人と非常に多く、またその層も異質であった。会議に出席した州文部大臣のうち、7人は多数派社会民主党に属し、5人は民主党に属していた⁴⁷⁾。国家の側からは国家内務省に新たに設置された国家教育局の専門家に加え、財務省の代表も参加していた。会議は国家内務大臣の Koch-Weser の、時には国家教育局局長の Schulz の司会により、緊張裡のうちにも非常に巧妙に導びかれた。

州文部省会議は2つの課題をもっていた。ひとつは憲法の教育条項、特に第4章の「教育および学校」の規定から生じる国家と州の間の学校立法の関係を解明することであった。とりわけ憲法第146条第2項（「市町村においては教育権者の申請に応じて、……その信仰または世界観の国民学校が設置されなければならない。教育権者の意思は、できる限り、これを考慮しなければならない。詳細は国家の法律の原則に従がい、州の立法がこれを定める。」）が最大の問題であった。その他の教育条項についても、早急の立法措置の必要性がせまっていた。なぜならば、国民のなかには既に憲法の教育条項の解釈や適用をめぐる疑念が生じきつつあるという事態が現われていたからである⁴⁸⁾。国家内務大臣 Koch は、会議の開会の挨拶のなかで、新憲法が国家にその権限の著しい拡大をもたらしたことに言及したのち、学校に関する限り国家はこの権利を一切の詳細にわたる規制にまで行使しないつもりであること、また無条件に統一的な規制が必要な問題に関してのみ統一的な原則を確定したいという、国家の側の立場を表明した⁴⁹⁾。各州の文部省もそれぞれの立場を明らかにした。例えばヴェルテンブルクの文部大臣 Heymann は州文部省会議の開催が遅れたことに遺憾の意をあらわしたのち、早急に国家国民学校法の原則をこの会議が確定するよう強調した。この会議では以後数年間しばしば論議された殆んどすべての教育問題が直接的・間接的に話題にのぼった。そしてその論議の過程で、憲法の教育条項の実現化の諸困難がまったく明らかにされた。最終的には参加者は憲法で用意された国家学校法に近い将来にすべて成立することはないであろうという点で一致した。そして同時に、「小さな国家学校法」(Kleinen Reichsschulgesetz) がすみやかに制定されるべきであるということで、一致していた。即ち、憲

47) 社会民主党には Preußen, Bayern, Württemberg, Anhalt, Gotha, Hamburg, Bremen の文部大臣が、民主党には Sachsen, Baden, Hessen, Braunschweig, Mecklenburg-Schwerin の文部大臣がそれぞれ所属していた。(H. Schulz: Der Leidensweg des Reichsschulgesetz, S. 74) 当時18の州があったが、参加者は単なる専門家から、バイエルン州の Hoffmann のように首相兼文部大臣にまで及んでいた。

48) Die Reichsschulkonferenz 1920, S. 14

49) Christoph Führ: a. a. O., S. 42

50) A. a. O., S. 42

法第 146 条第 2 項の実施、基礎学校の期間と形態、そして—もしも可能であれば—教員養成の基本方針がそれであった。このように「小さな国家学校法」の制定といっても、その範囲はきわめて限られたものであった。しかもこれに教員養成に関する法律を含めるかどうかで Koch とバイエルン州首相（兼文部大臣）Hoffmann との間に論争があった。Hoffmann はこの法律が即刻制定されることを欲していた⁵¹⁾。彼は教員養成に関する法律の制定のなかに全学校制度の主要な問題があると考えていた。他方 Koch はこの法律の制定が時間を経たのちの段階で制定されることを望んでいた。Koch 更には Schulz にみられた教員養成に関する法律の制定に対するこうした態度は、当時としては、まったく現実的なものであった。即ち、国家の側の最高責任者はなによりもまず憲法第 146 条第 2 項の実施を重視していたのであり、それに更に教員養成に関する法律を加えることは二つの法律がともに破綻することを意味していた⁵²⁾。

州文部大臣会議のもうひとつの課題は、国家学校会議の準備であった。国家内務省と州文部大臣が国家学校会議に寄せた期待は様々であった。ここでは国家内務省とプロイセン文部省によって共同で提示されていた 1919 年 10 月 6 日の、国家学校会議のための基本命題 (Leitsatz) が詳細に討議された。この基本命題の内容はプロイセン文部省の改革教育学者である Reinhardt によれば次のように特徴づけられるものであった。即ち、「この基本命題は新時代教育理想になる。労働原理があらゆる教授の中心に入りこまなければならない。職業教育が学校の中に採用されそれは普通教育の理想と融合されなければならない。強くなりつつある自律性 (Autorität) を強調するかわりに、自治 (Selbstbestimmung und Selbstverwaltung) が据えられるべきである。ドイツの制度は学校の分化した構成を必要としている、だが、この構成は教授に対する均一した根本的な態度によって締めくくられるべきである。教育は一般的な人間の性格に先立って、まずドイツ的な性格を形成することのなかに存在する。そうしてのみ、我々は民族性の内的統一性に達しうるであろう。この民族のすべての子供は、適切な民族になるための機会をもつべきである。教師もまた、学校を共同で管理すべきである。同僚的な学校管理の問題は、我々の新しい学校制度と全計画に最も緊密に結びついている⁵³⁾。」

国家学校会議のための予備討論 (Vorsprechung) には単に国家、州、市町村の代表のみが参加した。というのも、ここでは国家会議を開催するにあたっての、専ら形式的な側面について討論するのが目的であり、事実的な内容は問題でなかったからである⁵⁴⁾。国家と各州は国家学校会議の時期と参加者数とについて一致した。即ち、1920 年の春に国家学校会議を開催することが決

51) Hoffmann の立場はブラウンシュヴェイクの文部大臣も支持したものであった。

52) Schulz は 1919 年 7 月の国民議会の教育条項の審議の際、憲法第 146 条第 2 項は 1919 年冬から 1920 年にかけて実施されるとの予想を明らかにしていた。Koch もまた同様に 1920 年 1 月までに法案を提出したい旨希望していた。こうした立場にたてば、もし教員養成に関する法律が "Kleinen Reichsschulgesetz" に含まれるならば、その時いかなる国家学校法も国家学校会議の前に成立する可能性はなかったのである。

53) Christoph Führ : a. a. O., S. 46

54) Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 15

定された。そしてそれ以上の国家学校会議の具体的なプログラムの作成は、結局、「事務運営委員会」(geschäftsführender Ausschuß)を設置し、それに委ねることにした⁵⁵。事務運営委員会は国家内務省より3人、プロイセン文部省より2人、の計5人の代表によって構成されることになった。その他の文部省は参加しなかった。5人という少数に落ちついた理由は、ひとつには事務能力をあげること、ふたつには財政的に余裕がなかったことがその主要な原因であった。この委員会に任された任務は、(1)会議の日時と期間の決定および会議の内部構成の決定、(2)議事日程の個々の審議項目に対する報告者の選出、(3)会議への参加者の選出などであった⁵⁶。

こうして国家学校会議の開催準備は軌道に乗ることになった。しかし、州文部省会議が行なわれたこの時期—1919年10月—Schulzは国家学校会議を開催する本来の心理的な契機が経過してしまっていたことを充分客観的に理解していた。そもそも国家学校会議は憲法の制定過程との関連のなかで開催されるはずであった。この当初の計画は既に実現されることなく終っていた。その開催が州文部省会議で論じられた時、国民議会に憲法教育条項の成文化のための資料を提供するという国家学校会議の本来の任務はもう消え失せていたのであった。もっともSchulzは国家学校会議の開催を完全に断念したのでもないことも明確であったが、その開催目的は別の意味をもたざるを得なくなっていた。こうした国家学校会議の開催目的の質的变化は看過されてはならない。国家学校会議は戦術的にみれば国家の新たな教育政策を開始しようとする時期にあって、すべての指導的なドイツの教育学者の一般討論において、全学校制度の一層の発展の明晰性を獲得するという、あるいは、プロイセン文部大臣 Haenisch が述べたように、改革の諸計画が激しくわき起っているその混沌さのなかに秩序をもたらしという機能をもつものとなったのである⁵⁷。

以上の2つの課題に加えて、州文部省会議は更に国家と州との間の一層の共同作業にとって大きな意義を果すことになった、各州の代表者からなる常設の委員会を設立することを決議した。この決議は國務次官 Schulz の提案にもとづくものであり、プロイセン州の次官 Becker、ならびにヴェルテンベルク、バイエルン、マクレンブルク・シュヴェーリン、ヘッセン等の文部大臣が心から歓迎したものであった。こうして、「国家学校委員会」(Reichsschulausschuß)が設置された⁵⁸。この学校委員会は各州の文部省と国家内務省との間に堅い結合を創りあげるべきものであった。

こうして州文部省会議はおわった。そして会議の成果に参加者は双方で—国家と州—満足した。会議の閉会の辞のなかで国家内務大臣 Koch は、この会議で示された国家と州の信頼にみちた関係を、更に持続したいという希望を表明した。彼はまたその際、次のように述べた。「国家は

55 「事務運営委員会」という訳語は東日出男「ヴァイマル憲法教育条項成立の前後(Ⅱ)」(『奈良女子大文学会研究年報』Vol. 7. 1963)による。

56 Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 15

57 Christoph Führ: a. a. O., S. 45—46

58 「国家学校委員会」の構成員は当初15人と予定されたが最後には委員会の規模は30人となった。Schulz がその委員会の議長をつとめた。国家学校委員会は1923年まで存続したが、この委員会は国家と州との間の教育問題をめぐる意見交換のための最も重要な機関であった。

指導を必要としているが、しかしなんらの盲目的な服従を必要としていない。国家は喜んで各州の活動を頼みにしたい。国家は、そこにおいて中央集権が実際に必要である時にのみ、その中央集権を得ようと努力するであろう⁵⁹。」

さて、国家学校会議の開催準備は国家学校委員会や事務運営委員会で着々整えられていった。1919年11月27日から12月3日にかけて開催された第一回国家学校委員会では国家学校会議の開催準備も論じられ、その基本方針が確認された。事務運営委員会は会場として国会議事堂を選出した。開催場所の選択の動機としては、見込まれた多数の参加者が一即ち600人—が一堂に会することのできる大会議場と各分科会が開かれる小会議場とを合わせ持っている必要があった。こうした技術的な側面から国会議事堂が選ばれたのであって、それは象徴的な意味をもつものではなかった。国民議会の議長はこの申請を快く受諾した。そして、会議の時期として1920年4月7日から17日がまず確定された。会場の交渉をおえたのち、事務運営委員会は総会での報告者を決定し、1920年1月上旬に彼らに対し、1月末までに報告の基本命題（Leitsatz）を、2月末までに本報告書を提出するように依頼した。このことからわかるように、報告者は約2ヶ月足らずの期間内で、自分の報告内容を決定し、それを明らかにしなければならなかった。最後に、事務運営委員会は国家学校会議への参加者をすべて決定した。当初、国家内務省は50～60人という規模からなる密接な会議を開催したいという希望をもっていた⁶⁰。しかし、国家学校会議で、「今日の教育学的な意見の価値ある平均値を得る」という目標と、「力と生存権をもった、また強力な人物によって任われている、学校＝教育制度の領域におけるあらゆる思潮が発言する」機会をあたえたいという決意は、この希望された参加者の制限を許さなかった⁶¹。また、各関係組織や団体や個人の活動も、当初の希望を実現させなかった。なぜならば、「国家学校会議がその企画の段階を歩みだし、実現に一步步近づき動きを示しだせばだす程、多少なりとも立派な理由をあげて参加の考慮を求めてきた団体や個人がますます多く申し込んできたからである。」⁶²1920年2月までに既に参加を請願してきた人は5000人をこえていた。このなかから参加者をまず400人、次いでそれを600人にまで拡げて確定した。しかし、この数は後に更に増大した。国務次官Schulzの説明によれば、事務運営委員会は参加組織と参加者の選出のための手続き上の原則を定めていた。しかしこれは公表されなかった。Schulzはすべての世界観の、また教育政策の諸グループが参加されるように、「良心的な顧慮」が払われた、と国家学校会議が開催された時に述べた⁶³。

参加者への招待が行なわれる前に、国家学校委員会によって、事務運営委員会の決定が了承される必要があった。1920年2月24日から25日にかけて開催された第2回国家学校委員会は国

⁵⁹ C. Führ: a. a. O., S. 43

⁶⁰ Die Reichsschulkonferenz 1920 S. 466

⁶¹ A. a. O., S. 446, S. 448

⁶² A. a. O., S. 446

⁶³ A. a. O., S. 450

⁶⁴ A. a. O., S. 16

国家学校会議の準備のいきさつ、および既に決定された会議のスケジュールを原則的に了解した⁶⁵。重要なことは、この時、票決の問題が論じられたことである。Schulz は重要な諸問題に関しては、国家学校会議において票決がなされるべきであるという意見であった。たとえその票決がドイツの学校立法を拘束するものでなくても、それは単なる意見表明にとどまらず将来の国家の学校立法に対しその資料を提出すべきであると考えていた。これに対し、Koch は逆に国家政府がいかなる重みを票決にあたえようとしているかについてはそれを保留しなければならないと強調した。結局、票決がなされることが決定された。ここにおいて、国家学校会議の準備が最終的に決定した。票決の問題はある意味で国家学校会議の成果を生かすための具体的な手続きであった。もし参加者が互いに意見を交換するだけであるならば、国家学校会議の開催意義およびその効力は殆んど無に帰するものであった。他方国家教育局の局長としての Schulz にしてみれば、この会議での票決を背景にして国家による学校法の制定を押し進めようとしたのであった。それ故票決の問題は彼の教育政策に権威づけを与えるという戦術的な意味をもつものであった。

国家内務大臣 Koch 名による 3 月 6 日づけの招待状のなかでは、国家学校会議の任務が簡単に示されていた。即ち、「国家憲法第 10 条によって、ドイツ国家に学校制度のための原則を立法によって作成するという課題が委譲されたので、私は重要な学校＝教育諸問題の諮問的な審議のために国家学校会議を召集するものである⁶⁶。」またこの招待状にそえられた「議事日程覚え書き」では、9 つの審議項目と 32 人の報告者が知らされていた。それらは次のようであった。

I. 学校の種類、学校の目標、統一学校のための組織的な総括。(報告者：Binder, Karsen, Kerschensteiner, Voß, Tews)

II. 方法論上の問題、全体の学校制度のための個々の学校部門の意義、特に劳作教授、工作教授、国家公民科、芸術校育、学習＝教授手段。(報告者：Kühnel, Natorp, Seidel)

III. 教員(女教員)。(報告者：Louis, Muthesius, Pfennings, Pretzel, Spranger)

IV. 学生(女学生)。(報告者：Andreesen, Bäumer, Götze, Dominicus)

V. 両親・父兄会。(報告者：Köster, Stoffels, Wegscheider)

VI. 国家の学校制度の技術的な統一化。(報告者：Weigl, Weiß, Ziehen)

VII. 公立学校制度の行政。(報告者：Loycke, Quarck, Wespy)

VIII. 公立学校制度との関連における私立学校。(報告者：Hafa, Schmidt, Schwahn, Winkle)

IX. 外国におけるドイツの学校制度。(報告者：Gaster, Hartmann)⁶⁷

この究極的な審議項目のリストは国家内務省の Schulz とプロイセン文部省の Reinhardt によって確定された。これは明らかに 1919 年 1 月 4 日の国家内務省の回章に応えた各州の文部省の提案を整理したものであった。同時にまたこの審議項目の範囲は、歴史的にはドイツの学校改革運動、なканずく統一学校運動の理念領域から派生していた⁶⁸。しかしその反面、学校と教会、

⁶⁵ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 73

⁶⁶ A. a. O., SS. 76—78

宗派学校、宗教教育といった鋭い対決が予想される問題は慎重に避けられていたことが注目されるであろう。この点について国家内務大臣 Koch は、次のように述べた。「我々は我々の学校における寛容性を、即ち、世界観の領域における寛容性を続けるべき必然性をもっている。わがドイツ民族は、この領域においては、統一的な世界観をもった学校をドイツ民族にもたらしすることができないほどに、それほどに分裂している。それは多くの人々によって遺憾と思われている妥協であるかもしれない。しかし、責任ある立場にいるか、もしくは一般にただ責任にある者は、我々の分裂した民族にあっては妥協なしには有りえないことをすばやく理解することを学ぶのである。そして我々はドイツの中に存在している多くの戦いの領域に、今また学校と家庭の戦いの領域が加わることに、ドイツでは耐えることができないのである。」⁶⁷⁾ すべての審議項目は17の分科会 (Ausschuß) に分配された。そして、州文部大臣はそれぞれひとつの分科会の運営を引受けよう求められた (表2を参照)。

更に「覚え書き」では、4月7日から10日にかけて総会が開かれ、審議項目の最初のⅠ～Ⅲについて報告と審議が行なわれること、12日から14日にかけての分科会はⅠ～Ⅷの審議項目およびその他の問題について審議すること、15日から17日にかけて再度総会が開かれ、各分科会での審議内容の報告、およびⅨについての講演がなされることが告げられていた。最初の総会では予定された報告者は報告内容の説明の時間として20分、また締めくりの時間として同じく20分、それ以外の総会での発言者は2度に限って10分間の発言時間が許容されていた⁶⁸⁾。

3月10日には、選出された関係団体に対して、それぞれ何人の代表者が国家学校会議に招待されているかが伝達された。

4.

こうしてすっかり国家学校会議の準備が整った、開催を待つだけになった時、3月中旬(13日早朝)にカッパー揆 Kapp-putsch がベルリンに勃発した。この極右政治家の反革命的な一揆は、労働者のゼネストによって、数日間で潰滅した。しかしその間、共和国政府は一時ベルリンを退去し、ドレスデン、ついでシュトゥットガルトに逃れねばならなかった。この一揆によって国家学校会議の4月開催は不可能になり、その延期が余儀なくされた。その主な理由は、事務の中断にともない報告者の提出していた報告の基本命題と本報告書との印刷が間にあわなくなったこと、及び、国会の審議予定が変更され予定の期間—つまり4月7日から17日まで—一国会議事堂の完全使用が不可能になったことにあった⁶⁹⁾。

国家学校会議の開催予定の変更にともない、各州に次々と回章が送られていった。まず、1920

⁶⁷⁾ A. O. Schorb: a. a. O., S. 27

⁶⁸⁾ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 443

⁶⁹⁾ A. a. O., S. 75

⁷⁰⁾ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 16

年4月20日、国家学校会議の延期が各州に連絡された。次いで5月4日の回章は、国家学校会議は6月6日の総選挙とそれにとまなう国会の開会とかちあわないように、選挙後直ちに6月11日から19日にかけて開催される旨を告げていた。5月27日の回章は更に詳しく、最初の4日間は総会、15日と16日の2日間は各分科会、17日から19日にかけては再度総会が開かれることを伝えていた。この回章ではまた州代表者がどの分科会に参加するかは州の裁量に委ねられると伝えていた。同様に、会議に参加する諸団体や個人に対しても連絡がなされた。5月22日、参加する諸団体はその代表者を許容された人数だけ各分科会に割りあてるよう依頼された。他方、個人参加者の大部分もそれぞれ各分科会に割りあてられた。残りの少数の個人参加者に限っては、どの分科会に参加するかは各人の裁量に委ねられた。

カップー撥は国家学校会議の準備に対して、その「事務の中断」(Schulz による)をもたらしたただけかもしれない⁷¹⁾。しかし明らかに当時の政治地図は左右に分極の傾向を示していた。カップー撥の余韻が鋭く残存しているなかで、そして国家学校会議の直前に行なわれた6月6日の総選挙の結果は、それまで政権を担当してきた「ヴァイマール連合」に対し深刻な打撃をあたえた。特に多数派社会民主党と民主党は至命的な打撃を蒙った⁷²⁾。とにかくも革命後、先頭にたって教育改革の諸政策を実施してきたこの2つの政党の退潮は、国家学校会議の雰囲気にも反動を与えずにはおかなかった。

こうしたなかで国家学校会議は6月11日開催された。国家内務大臣 Koch, 続いて国務次官 Schulz が開会の辞を述べた。民主党に属する Koch と多数派社会民主党に属する Schulz の、この開会の辞は国家学校会議の課題やそれに寄せる期待がそれぞれ異なっていることを示していた。Koch は国家学校会議は本来政治学 (Politik) の領域からではなく、教育学 (Pädagogik) の領域から提唱されたことを述べた。「国家学校会議は長い間にわたってわれわれの教育家によって待望されていた。(しかし)この会議が差しだす可能性を過度に買いかぶることに対し、はじめから警告しなければならない。600人をこす参加者数にあって……完成した法律案、また完成した組織計画を作成することは不可能なのである⁷³⁾。」また更に次のように続けた。「多数決でもってこの領域における学問的真理を確定することは不可能である。というのも我々は政党人や利益集団の集まりではなく、学問的に努力したり研究したりする人の集まりであるからである。にも拘わらず、この学校会議の成果はなんら不十分なものではない。この会議は我々に数に関係なく刺激を与えるでしようし、また口頭による意見交換によって、文章においては際立って互いに対立しているように思われる多くの意見を調停するのに貢献するでしよう。また究極的には、この集まりは、ここ数年もしくは10年以内に学校制度の領域において実施されねばならない大きな立

71) シュルツは「この反動的な暗殺企図になんらの特別な重要性を与えなかった。」と G. Hohendorf は批判している。

72) 多数派社会民主党は1/3以上の議席を失い102議席となり、民主党の議席も前回の75から39にまで減少していた。中央党のそれは64であった。

73) Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 441

法のための序曲となることが可能である。この集まりは同時に、ドイツの教育制度の領域において存在している様々な考えの像をあたえ、同時に我々の教育制度が達成している現在の状態の像をあたえるであろう⁷⁴。」このように Koch は国家学校会議に対する最小限の期待を表明した。他方、Schulz はもっと決然とした積極的な表現でその期待を述べた。国家学校会議は一方において「政府以外のあらゆる種類の専門家の中から選ばれた人々と国家および州との最初の一般的な討論という目的を当初はもち、他方において、国家と州の将来の学校立法および市町村の学校行政のための一般的な基礎を創造するという目的をもつべきである⁷⁵。」そして、この得られるべき基礎の種類と意義について Schulz は続けた。「国家内務省はおよそこの国家学校会議における一回だけの専門家の協力で満足すべきであるとは考えていない。国家内務省は逆にたえず専門家の忠告と助力を確実にするための諸手策を講じるだろう。そして、学校＝教育問題が既に平穏な時代にもっている意義とは異なり、我々が過ごしているような激動の時代において、しかもかつてと全く特別なやり方で過ごしている激動の時代においてもっている意義の中で、更に学校領域における国家によって考慮されるべき立法的な諸活動の多様性ならびに教育学の専門家の領域における見解や思潮の多様性が見られる中で、最後に、新しい内政の展開の始めにあたり今日の教育学的な意志によって価値ある平均値を得ようとする欲求から、国家政府は多くの疑念にも拘わらず、まず最初にすべての資格ある個人の、一種の一般的な討論を行なうことが適当であるとみなすに至った⁷⁶。」このように、Schulz の意図は明らかに国家学校会議を政府がその立法にあたって引きあいにだすことができる一種の「裁判所」(Instanz) にするところにあった。

参加者の構成は「学校＝教育制度の領域におけるすべての思潮が発言する」という目的のために参加者が選出されたので実に多種多様であった⁷⁷。総勢 700 人あまりの参加者のうち、1/4 は共和国政府や州および市町村の代表者であり、教員組合からは 229 人、個人参加者は 145 人といったようであった。このように行政官が非常に多かったことは国家学校会議の性格を特徴づけるものであった。しかし、同時にその限界を予想させしめるものであった。なぜならば、周知のように、ドイツ革命は旧来の官僚機構を打ち砕くことができず、帝制期の行政官が相変わらずその他位にとどまりその活動を行なっていたからである。他方、職業・身分団体の代表として参加していたドイツの教員の所属団体の構成はまた当時のイデオロギー状況をはっきりと特徴づける断断性を示していた。それは具体的には次の表 1 のようであった。これは一例にすぎなかった。同様なことは他の参加団体についてもいえたのであった。イデオロギーは実に多種多様であった。それだけに、初日の総会で既に、参加団体として考慮されなかったことや、個人や団体の不十分な参加数に対する非難がおこった。Kirchlich-sozialen Bund の Mumm は「この国家学校会議

74 A. a. O., S. 441

75 A. a. O., S. 446

76 A. a. O., S. 446

77 参加者については東日出男「ヴァイマル憲法教育条項成立の前後(Ⅱ)」(『奈良女子大学文学会研究年報』Ⅶ 1963)を参照せよ。

表 1

	所 属 団 体 名	代表者数
A	Allgemeiner Dentscher Lehrerinnen-Verein	3
B	Kindergarten und Jugendfürsorge (7 団体に分裂)	10
C	Volksschule.	67
	Deutscher Lehrerverein	(35)
	Verband Deutscher Volksschullehrerinnen	(6)
	Katholischer Lehrerverband des Dentschen Reichs	(10)
	Verein Katholischer Deutscher Lehrerinnen	(6)
	Verband Deutscher evangelischer Lehrerinnen	(1)
	Verband der jüdischen Lehrervereine	(1)
	Deutscher Volksschullehrerverein	(3)
	Preußischer Rektorenverein	(1)
	Verband deutscher evangelischer Schul-,Lehrer-, und Lehrerinnenvereine	(1)
	Neuer Preußischer Lehrerverein	(1)
	Preußischer Junglehrerverband	(1)
	Deutscher Verein der technischen Lehrerinnen	(1)
D	Heilpädagogische Anstalten (4 組合から)	4
E	Mittelere Schulen (4 組合から)	5
F	Höhere Schulen und Seminare (30組合から)	62
G	Berufs-und Fachschulen (21同盟に分裂)	40
H	Privatschulen (5 同盟に分裂)	7
I	Hochschulen	31
	Verband Dentscher Hochschulen	(20)
	他の10の同盟	(11)

の構成とその各分科会への参加者の割りふりは、大部分、とにかくそれを準備したところの国家政府の手中にあった。我々は有益な現実的な作業のために、分科会においてすべての思潮が語られるように分科会構成の新たな組替えを期待する⁷⁸⁾。こうした不満はただ総会だけに限らなかったものである。

最初の4日間の総会の司会は Koch と Schulz によって行なわれた。統一学校、教授方法、教員養成の各審議項目について報告者が発表を行なった⁷⁹⁾。統一学校に関する報告は Kerschensteiner, Binder, Karsen, Tews, Voß の順に、方法論の問題に関する報告は Natorp, Seidel, Kühnel の順に、教員養成に関する報告は Louis, Muthesius, Pfennings, Pretzel, Spranger の順に行なわれた。討議ののちの締めくくりの発言ではこれが逆の順序で行なわれた。ただし Karsen のそれを Östreich が代行した。最初の総会で審議項目のⅠ～Ⅲが論議されたことはこれらがもつ重要性を共和国政府が信じていたからであった。9つの審議項目は参加者によって様々に判断された。

⁷⁸⁾ G. Hohendorf: a. a. O., S. 37

⁷⁹⁾ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 452

⁸⁰⁾ 6月11日と12日の午前が「統一学校」、12日の午後と13日が「教授方法」、14日が「教員養成」であった。

Koch と Schulz はなによりも統一学校の問題のなかに国家学校会議の重要な対象をみいだしていた。Spranger にとってはそれは教員養成制度の近代化であった。総会の4日目、彼は報告を行なうにあたって、その冒頭に「この会議に割りあてられた課題のうち最も責任の重大な部分は教員養成の問題である。」と確定した⁶³。新憲法との関連でいえば、更に審議項目 VI および VII も重要な意味をもつものであった。

これに対して、当初、参加者もこれらの報告の討議のために10分間の発言時間が認められていたが、これは変更されることになった。というのも既に初日統一学校の審議項目に対する5人の報告者が発表を終えた段階で発言を求める参加者の数は78人を数えていた。そこで「非党派的であり、すべての陣営からなっている」調停委員会 (Vertrauenskommission) がつくられ、発言希望者のうちから「すべての思潮が、そしてすべての思潮のなかからすべての最も資格ある人物が発言することができるという方法で」発言者を選出しなければならなかった⁶⁴。しかもなお多

表 2

分科会	審 議 項 目	議 長	議長代理	書 記	総会での報告書	参加者数
1	Unterricht und Erziehung im vorschulpflichtigen Alter	Polz	Sporleder	Weiß	Weiß	17
2	Schulaufbau (Einheitsschule)	Jahnke	Löffler	Rommel Blümel Päßler Hähnle	Kerschensteiner	82
3	Berufs- und Fachschule	v. Seefeld	Waentig	Höltkemeier	v. Seefeld	51
4	Volkshochschule und freies Volksbildungswesen	Strecker	v. Erdberg	Wegener	Strecker	31
5	Arbeitsunterricht	Seyfert	Jacobi	{Sieber Frey	Seyfert	51
6	Staatsbürgerkunde	Melber	Bach	Brauerschmidt	Radbruch	25
7	Kunsterziehung	Krause	Arndt	{v. Borstell Grothmann	Krause	26
8	Schule und Heimat	Weßner	Huber	Tessendorf	Weßner	19
9	Lehrerbildung	Hummel	Bracher	Karstädt	Bracher	70
10	Schulleitung und Schulverwaltung	v. Hieber	Paulick	Günther	Arndt	40
11 1)	Schülerfragen	Voß	Mehnert	Volkheim	Göbe	37
2)	Körperliche Erziehung	Bohnstedt	Böse	Diem	Dominicus	20
3)	Schularzt und Schulhygiene	Hamel	—	Roller	Lewandowski	14
12	Eltern und Elternbeiräte	Bohm	Giesing	Bahlbruch	Köster	26
13	Technische Vereinheitlichung des Schulwesens	Wychgram	Heering	Schapler	Ziehen	28
14	Verwaltung des öffentlichen Schulwesens.	Lex.	Mitzlaff	Sachse	Kuth	31
15	Privatschulen	Wagner	Klotzsch	{Baedorf Bähnert Kippenberg	Fischer	28
16	Auslandsschulen	Söhring	Blümel	Südhof	Saster	25
17	Jugendwohlfahrt und Schule	Ludwig	Wolf	Kellner	Klumker	29

くの参加者が発言を求めたので、4日目の総会では、その発言時間は5分に短縮されることになったのである⁸²。それによってより多くの参加者が発言できるようにと。この措置はまた逆に発言時間が短いという不満を呼ぶことになった。

総会に次いですべての審議項目は17の分科会でそれぞれ討議された。これらの分科会の運営は、既に述べたように、州の文部大臣に求められていた。原則として、各分科会は1人の議長と、1人の議長代理と、1人の書記をもっていた。また各分科会は再度の総会で、各分科会における討議結果を報告する1人の報告者をその参加者のなかから選出しなければならなかった。これらの該当者、および分科会への出席者数は表2のようであった。

分科会はまた既に提出されている本報告と基本命題とを論議し、それらに対して各分科会の参加者の態度を明確にすることが計画されていた。そのために各分科会は自らの基本命題を作成するために既に提出されていた基本命題を修正したり補充したりしなければならなかった。そして一部の分科会は記名投票をさえ行なった。ところで、すべての分科会において都市と市町村の代表者は次のような同文の声明を読みあげた。即ち、「分科会に参加している都市と市町村の代表者は、審議にあたってはただその個人的な態度を明らかにすることができるだけであり、また、都市や市町村の財政に接触するすべての問題にあってはその投票は自分達の所属団体の態度をいかなる意味においても先取するものではないことを表明する⁸³。」

再度の総会では各分科会で採択された基本命題を票決することが予定されていた。この票決の目的を Schulz は次のように述べていた。「この国家学校会議でその代表がみいだされる様々な思潮はその理由の立派さをとおして彼らの考え方や彼らの基本命題に対するできるだけ多くの参加者数を獲得しようと試みることが、はじめから唯一の目標としてもくろまれなければならない。それは、多数の決議によって一定の見解を国家学校会議の意見として特徴づけるということではない。……国家学校会議の議事録はいかなる主要な思潮が1920年にあってはとりわけ貫徹していたか、また総会にある分科会から最後の決定に至るために提出された様々な基本命題にどれほどの投票が賛成の立場をとったかを、表現するだろう。また、いかなる団体に投票が属していたか、またいかなる人物が決定の際参加していたかをも表現するだろう。総会での速記記録とその主要部分が記録されている各分科会の討議とを関連づけるなかで、人々はこのような方法で国家

81) Die Reichsschulkonferenz 1920, S. 474

82) A. a. O., S. 637

83) A. a. O., S. 632

84) Die Reichsschnlkonferenz 1920 より作成。表からわかるように第11分科会は3つの部会に分かれていた。

85) 例えば Die Reichsschnlkonferenz 1920 S. 697. 具体的にはそれらの団体は次の4つであった。

Deutscher Städtetag

Reichsstädtebund

Deutscher Landgemeindetag

Verband der Rheinisch-Westfälischen Gemeinden

学校会議の客観的な像を獲得しようと試みるであろう⁸⁶。」しかし分科会のすべてが総会での票決を得るほどに一致して基本命題を作成する段階にまでは至っていなかった。票決されるべきかどうかで意見が分れた分科会も、また票決されるべきでないという分科会も、あった。そこで再度の総会の冒頭に國務次官 Schulz は、「今すぐに審議に入るのではなく、今後の議事規程の進行を十分協議することをより緊密な少数の人々にまず委任したい」旨の提案をした⁸⁷。そしてそれまでの5人からなる調停委員会に更に新たに10人加わり、調停委員会は15人にまで拡大され、この票決の問題を検討することになった⁸⁸。総会を3時間あまり中断して行なわれたこの委員会の決定は、最初の総会での審議項目、即ち学校構成(統一学校)、方法論の問題(労作教授)、教員養成の3つについてのみ総会で票決を行ない、その他の全審議項目については一切票決を行わないということに一致していた⁸⁹。そのうち方法論の問題(労作教授)は分科会で殆んど全員一致でその基本命題を作成していたので残りは2つの問題だけであった。しかし、総会はこの委員会の勧告に反対し、残りの2つに対しても票決を行なわないことを決定した⁹⁰。この場合、政府代表はいかなる議事規程の決定にもその投票権がないとされていたので、この投票には参加しなかったが、それでも総会で各分科会の基本命題を票決することは否定されたのであった。このことは国家学校会議の参加者の保守的な意識を示すものであった。この決定に対し、Östreich やドイツ教員組合によって率いられた進歩的な参加者属が烈しい抗議を行なったが、どうすることもできなかった。

この票決の問題を片づけたのち、総会は各分科会の討議結果の報告を受けた。報告者は表2に示したとおりである。それに続いて短い討論が行なわれた。この総会の司会は殆んど Schulz が司さどっていた。ここでの発言者は各分科会からの報告や場合によってはそこで成立した基本命題に対し、大部分、その所属団体の構成員の数を誇示しつつその団体の公式的な見解を表明した⁹¹。その意味で国家学校会議への参加者はあくまで利益集団の枠をこえるものではなかった。例えば彼らは次のように述べた。

「ドイツ教員総組合、4万人以上の構成員を包括しているドイツ教員の職業団体として、学校構成に関する報告に対して、次のような発言を行なうものである。」(Helene Lange)⁹²

「12の組織と30人の署名のもとに、私は次のような発言を行なうものである。…」(Baltzer)⁹³

「1万9千人をこす構成員を数える“カトリックドイツ女教員連合”は一般的には審議項目Ⅲの1～6の基本命題を諒解したことを表明する。とはいえ、私たち教員連合は更に、次のような

⁸⁶ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 450—451

⁸⁷ A. a. O., S. 875

⁸⁸ 調停委員会のメンバーのうち5人は政府関係者であった。

⁸⁹ Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 878.

⁹⁰ 203人が票決を行なうことに賛成、256人が票決に反対であった。(Die Reichsschulkonferenz 1920, S.882)

⁹¹ Alfons Otto Schorb: a. a. O., S. 26.

⁹² Die Reichsschulkonferenz 1920. S. 1024

⁹³ A. a. O., S. 1025

制限ならびに補遺をつけ加えるものである。」(Maria Hüsemann)⁹⁴

「何百万人という同意見の人々がそのもとにいる大組織数の名のもとに、私は次のような発言を行なわねばならない。…」(Grünweller)⁹⁵

この総会でもまた、参加者の発言時間が短いこと、参加者の構成が不公平であることに對し、強い不満がだされた。

総会の最後は審議項目Ⅸの「外国におけるドイツ学校制度」に関する報告者 Gaster および Hartmann の講演であった。それが終えたのち、内務大臣 Koch が閉会の辞を述べた。かくて国家学校会議はその全日程を終え、6月19日午後2時45分その幕をとじた。

⁹⁴ A. a. O., S. 1025

⁹⁵ A. a. O., S. 1027